

びわ湖材製品証明制度実施要領

県産木材活用推進協議会

第1条（趣旨）

この要領は、県外事業者がびわ湖材およびびわ湖材製品を原材料として加工した製品を、びわ湖材製品として認定する事により、びわ湖材の利用ならびに流通の拡大を図るものである。

第2条（定義）

びわ湖材製品とは、認定加工事業体によりびわ湖材およびびわ湖材製品を原材料として加工した製品をいう。

第3条（認定加工事業体）

県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）は、認定加工事業体を認定する。

第4条（認定加工事業体の審査）

認定加工事業体の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、びわ湖材製品加工認定申請書（申請様式2）により協議会に申請する。

2 申請にあたっては、会社（工場）や製品の概要について説明できる資料を協議会に提出するものとする。

3 協議会は、提出された申請書等の書類審査および実地審査を行い、（別紙）びわ湖材製品証明における認定加工事業体の認定基準により、認定の可否を判定する。

第5条（認定加工事業体の認定および公表）

協議会は、認定を決定した申請者に対し「びわ湖材認定加工事業体証書」（以下「認定証書」）を交付し、認定加工事業体として登録し、公表する。

2 前項証書には次の事項を記載する。

- (1) 申請者の氏名または名称および住所または所在地
- (2) 申請者の認定する製品名
- (3) 認定番号

3 認定証書の有効期限は、3年以内とする。

第6条（認定加工事業体の義務）

びわ湖材製品の証明をしようとする認定加工事業体は、びわ湖材またはびわ湖材製品を加工するものとし、びわ湖材製品の販売にあたっては、びわ湖材製品証明書を販売先に送付すると同時に、びわ湖材製品証明書の写しを協議会に送付しなければならない。

2 認定加工事業体は、びわ湖材およびびわ湖材製品の取扱いについて、適正に管理を行うものとする。

3 認定加工事業体は、びわ湖材製品証明書毎の資料整備等により管理を行うとともに、その関係書類を5年間保存しなければならない。

第7条（びわ湖材製品証明書）

認定加工事業体が交付する、びわ湖材製品証明書（証明様式2）によるものとする。

第8条（認定加工事業体の検査）

協議会は、認定加工事業体に対し、指導、検査を行い、当該認定事業体の管理、運営の状況等を確認する。

2 認定加工事業体は、協議会の行う指導、検査にあたり、協力して誠実に対応しなければならない。

第9条（認定の停止）

協議会は、認定加工事業体としての認定が不適切であると認めるときは、改善されるまでの期間、認定を停止することができる。

第10条（登録料および事務負担金）

認定加工事業体は認定を受けようと認定申請する時は、登録料と年間事務負担金を、別紙規定のとおり、協議会に納入しなければならない。

第11条（その他）

この制度の実施につき必要が生じた時は、この要領に定めるもののほか、協議会が別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日から平成26年3月末日までに認定したびわ湖材加工認定事業体証書の有効期限は、平成26年3月末日までとする。
- 3 平成26年4月1日以降の認定については、平成26年4月1日から起算して、3年毎の有効期限を設定する。
- 4 この要領は、平成25年5月17日に一部改正し、適用する。
- 5 この要領は、平成30年1月10日に一部改正し、適用する。
- 6 この要領は、令和2年7月21日に一部改正し、適用する。
- 7 この要領は、令和5年9月4日に一部改正し、適用する。